

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和6年1月19日（金）10時30分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、松田室長補佐、森審査班長、石井安全審査官、山下専門職、
元嶋専門職、横山係長、椎名安全審査官、植木技術参与
福島第一原子力規制事務所
堀江原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当15名（うち13名テレビ会議システムによる出席）
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき定例の報告内容に加えて、以下の説明があった。
 - ゼオライト土嚢等処理に伴う配管移設について
 - 3号機油入変圧器の解体・撤去について
 - 横置きタンクの解体・撤去について
 - 蒸発濃縮装置ノッチタンクの濃縮廃液移送の進捗について
- 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
 - 3号機油入変圧器の解体・撤去について
 - 3号機油入変圧器の解体・撤去について作業上の安全対策をしっかりと実施すること。特に油内包機器（油は抜き取り済）の解体なので、残油があることを前提に、火災対策（発生防止のみならず、火災の検知、消火のための措置等）は十分に行うこと。
 - 解体撤去作業については、現在申請中の「一時保管エリア解消作業及び除染装置処理水タンクの撤去」が認可された後に、当該認可の範囲で行うとしているが、今後、当該認可の範囲で実施される解体撤去作業により発生する廃棄物量については、本件も含めて定期的に報告すること。
 - 横置きタンクの解体・撤去について
 - 同タンクは高濃度の汚染水を貯留していたことから、その内面の汚染濃度は高いものと考えられるため、同タンク内面の汚染状況を評価するとともに、解体撤去作業を行う作業員の被ばく評価についても実施し、その詳細を別途説明すること。

6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール

- 水処理設備の運転状況，運転計画（2023年12月15日～2024年2月1日）
- 各エリア別タンク貯蔵量
- 汚染水等構内溜まり水の状況（2023.12.14時点）
- 建屋内の貯留状況について
- 福島第一原子力発電所における固体廃棄物について
- 地下水ドレン稼働状況について
- サブドレン稼働状況について
- ゼオライト土嚢等処理に伴う配管移設について
- 3号機油入変圧器の解体・撤去について
- 横置きタンクの解体・撤去について
- 蒸発濃縮装置ノッチタンクの濃縮廃液移送の進捗について

以上